

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月24日提出
【計算期間】	第3期中(自 2025年1月28日至 2025年7月27日)
【ファンド名】	ALAMCO ETF バランスファンド 積極型（投資一任専用） ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型（投資一任専用） ALAMCO ETF バランスファンド 中立型（投資一任専用） ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用） ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用）
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 通浩
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目2番19号
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【連絡場所】	東京都杉並区和泉一丁目2番19号
【電話番号】	03-3323-6201
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

2025年7月31日現在の状況を記載しています。
投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	10,523,982,351	98.00
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	214,417,783	2.00
合計(純資産総額)		10,738,400,134	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	7,523,636,091	98.00
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	153,215,895	2.00
合計(純資産総額)		7,676,851,986	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	10,675,830,688	98.00
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	217,338,122	2.00
合計(純資産総額)		10,893,168,810	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,862,726,144	98.00
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	58,316,178	2.00
合計(純資産総額)		2,921,042,322	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,161,763,413	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	23,619,764	1.99
合計(純資産総額)		1,185,383,177	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	359,753,410	359,753,410	12,163	12,163

第2計算期間末	(2025年 1月27日)	6,220,680,940	6,220,680,940	13,816	13,816
	2024年 7月末日	2,521,840,678	—	13,429	—
	8月末日	2,801,924,546	—	13,090	—
	9月末日	3,278,311,564	—	13,235	—
	10月末日	3,873,326,856	—	13,669	—
	11月末日	4,628,416,290	—	13,501	—
	12月末日	5,702,807,747	—	13,844	—
	2025年 1月末日	6,380,966,592	—	13,893	—
	2月末日	6,658,062,988	—	13,418	—
	3月末日	7,366,336,564	—	13,210	—
	4月末日	7,787,010,294	—	12,945	—
	5月末日	8,949,335,216	—	13,548	—
	6月末日	9,763,692,185	—	13,947	—
	7月末日	10,738,400,134	—	14,511	—

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2024年 1月25日）	751,922,737	751,922,737	11,819	11,819
第2計算期間末（2025年 1月27日）	5,340,296,622	5,340,296,622	13,112	13,112
2024年 7月末日	2,648,998,379	—	12,806	—
8月末日	2,861,202,754	—	12,552	—
9月末日	3,275,655,946	—	12,623	—
10月末日	3,870,637,007	—	12,997	—
11月末日	4,506,982,640	—	12,844	—
12月末日	5,014,815,359	—	13,134	—
2025年 1月末日	5,414,597,392	—	13,187	—
2月末日	5,541,795,260	—	12,758	—
3月末日	5,849,366,996	—	12,585	—
4月末日	6,126,320,856	—	12,364	—
5月末日	6,649,244,562	—	12,864	—
6月末日	7,090,056,909	—	13,218	—
7月末日	7,676,851,986	—	13,691	—

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2024年 1月25日）	659,963,539	659,963,539	11,423	11,423
第2計算期間末（2025年 1月27日）	7,283,917,398	7,283,917,398	12,283	12,283
2024年 7月末日	3,526,423,820	—	12,073	—
8月末日	3,825,434,828	—	11,895	—
9月末日	4,301,001,661	—	11,937	—
10月末日	5,381,839,927	—	12,225	—

11月末日	6,030,491,020	—	12,076	—
12月末日	6,903,275,018	—	12,314	—
2025年 1月末日	7,418,151,573	—	12,338	—
2月末日	7,383,188,403	—	11,962	—
3月末日	7,688,918,266	—	11,841	—
4月末日	8,321,173,844	—	11,674	—
5月末日	9,070,959,295	—	12,025	—
6月末日	9,780,510,195	—	12,312	—
7月末日	10,893,168,810	—	12,660	—

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	314,312,770	314,312,770	11,161	11,161
第2計算期間末 (2025年 1月27日)	2,090,397,941	2,090,397,941	11,737	11,737
2024年 7月末日	1,135,212,429	—	11,613	—
8月末日	1,180,356,332	—	11,479	—
9月末日	1,357,654,798	—	11,508	—
10月末日	1,889,643,089	—	11,718	—
11月末日	2,014,551,347	—	11,577	—
12月末日	2,155,678,584	—	11,780	—
2025年 1月末日	2,121,084,679	—	11,780	—
2月末日	2,045,623,527	—	11,437	—
3月末日	2,196,611,270	—	11,352	—
4月末日	2,299,449,240	—	11,230	—
5月末日	2,501,027,564	—	11,471	—
6月末日	2,686,880,875	—	11,712	—
7月末日	2,921,042,322	—	11,966	—

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	188,408,309	188,408,309	10,881	10,881
第2計算期間末 (2025年 1月27日)	800,486,465	800,486,465	11,318	11,318
2024年 7月末日	535,107,030	—	11,232	—
8月末日	523,755,529	—	11,123	—
9月末日	567,017,795	—	11,136	—
10月末日	883,640,404	—	11,327	—
11月末日	965,732,768	—	11,191	—
12月末日	814,730,708	—	11,360	—
2025年 1月末日	802,146,058	—	11,341	—
2月末日	787,623,737	—	11,051	—
3月末日	794,283,007	—	11,009	—

4月末日	967,746,535	—	10,912	—
5月末日	997,823,102	—	11,037	—
6月末日	1,111,019,256	—	11,235	—
7月末日	1,185,383,177	—	11,408	—

【分配の推移】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	0

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	0

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	0

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	0

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	0

【収益率の推移】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	21.6
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	13.6
第3中間計算期間	2025年 1月28日～2025年 7月27日	4.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
---	------	--------

第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	18.2
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	10.9
第3中間計算期間	2025年 1月28日～2025年 7月27日	4.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	14.2
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	7.5
第3中間計算期間	2025年 1月28日～2025年 7月27日	2.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	11.6
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	5.2
第3中間計算期間	2025年 1月28日～2025年 7月27日	1.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	8.8
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	4.0
第3中間計算期間	2025年 1月28日～2025年 7月27日	0.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	299,681,008	3,894,215
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	4,386,321,223	179,449,023
第3中間計算期間	2025年 1月28日～2025年 7月27日	3,146,962,136	317,215,996

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	641,818,392	5,601,014
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	3,636,554,173	199,918,909
第3中間計算期間	2025年 1月28日～2025年 7月27日	1,797,417,050	339,229,753

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	580,192,592	2,457,216
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	5,542,988,722	190,483,363
第3中間計算期間	2025年 1月28日～2025年 7月27日	3,049,856,186	469,386,768

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	281,632,239	27,796
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	1,845,846,613	346,407,242
第3中間計算期間	2025年 1月28日～2025年 7月27日	753,615,608	112,991,183

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	175,132,703	1,972,765
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	939,287,871	405,160,555
第3中間計算期間	2025年 1月28日～2025年 7月27日	463,704,980	131,909,984

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（2025年1月28日から2025年7月27日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【ALAMCO ETF バランスファンド 積極型（投資一任専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 1月27日現在）	第3期中間計算期間 （2025年 7月27日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	167,178,773	308,498,282
投資信託受益証券	6,097,247,273	10,406,501,472
未収配当金	13,999,306	6,847,298
未収利息	1,603	2,958
流動資産合計	6,278,426,955	10,721,850,010
資産合計	6,278,426,955	10,721,850,010
負債の部		
流動負債		
未払金	25,797,044	4,053,425
未払解約金	2,005,365	58,262,820
未払受託者報酬	675,425	1,301,562
未払委託者報酬	29,043,097	55,967,106
その他未払費用	225,084	433,790
流動負債合計	57,746,015	120,018,703
負債合計	57,746,015	120,018,703
純資産の部		
元本等		
元本	4,502,658,993	7,332,405,133
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,718,021,947	3,269,426,174
（分配準備積立金）	219,896,942	209,272,591
元本等合計	6,220,680,940	10,601,831,307
純資産合計	6,220,680,940	10,601,831,307
負債純資産合計	6,278,426,955	10,721,850,010

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 1月26日 至 2024年 7月25日	第3期中間計算期間 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月27日
営業収益		
受取配当金	8,107,215	89,623,138
受取利息	2,416	385,319
有価証券売買等損益	6,549,838	530,922,729
営業収益合計	14,659,469	620,931,186
営業費用		
支払利息	1,891	-
受託者報酬	174,086	1,301,562
委託者報酬	7,485,725	55,967,106
その他費用	63,995	439,730
営業費用合計	7,725,697	57,708,398
営業利益又は営業損失（ ）	6,933,772	563,222,788
経常利益又は経常損失（ ）	6,933,772	563,222,788
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,933,772	563,222,788
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	7,162,766	2,970,415
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	63,966,617	1,718,021,947
剰余金増加額又は欠損金減少額	550,573,954	1,108,457,569
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	550,573,954	1,108,457,569
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,261,483	117,305,715
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,261,483	117,305,715
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	584,050,094	3,269,426,174

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの中間計算期間は、2025年 1月28日から2025年 7月27日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年 7月27日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 295,786,793円 期中追加設定元本額 4,386,321,223円 期中一部解約元本額 179,449,023円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 4,502,658,993円 期中追加設定元本額 3,146,962,136円 期中一部解約元本額 317,215,996円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 4,502,658,993口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 7,332,405,133口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 13,816円 (1口当たりの純資産額) (1.3816円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 14,459円 (1口当たりの純資産額) (1.4459円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年 7月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左
(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

【ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型（投資一任専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 1月27日現在）	第3期中間計算期間 （2025年 7月27日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	180,508,433	213,163,335
投資信託受益証券	5,234,450,267	7,406,208,278
未収配当金	11,163,215	4,334,974
未収利息	1,730	2,044
流動資産合計	5,426,123,645	7,623,708,631
資産合計	5,426,123,645	7,623,708,631
負債の部		
流動負債		
未払金	40,958,629	31,314,383
未払解約金	16,290,092	5,266,916
未払受託者報酬	644,624	1,007,795
未払委託者報酬	27,718,866	43,335,068
その他未払費用	214,812	335,872
流動負債合計	85,827,023	81,260,034
負債合計	85,827,023	81,260,034
純資産の部		
元本等		
元本	4,072,852,642	5,531,039,939
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,267,443,980	2,011,408,658
（分配準備積立金）	204,138,465	190,385,250
元本等合計	5,340,296,622	7,542,448,597
純資産合計	5,340,296,622	7,542,448,597
負債純資産合計	5,426,123,645	7,623,708,631

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 1月26日 至 2024年 7月25日	第3期中間計算期間 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月27日
営業収益		
受取配当金	13,869,777	69,061,439
受取利息	2,299	273,102
有価証券売買等損益	23,668,813	314,955,133
営業収益合計	37,540,889	384,289,674
営業費用		
支払利息	4,058	-
受託者報酬	230,812	1,007,795
委託者報酬	9,924,407	43,335,068
その他費用	82,997	341,812
営業費用合計	10,242,274	44,684,675
営業利益又は営業損失（ ）	27,298,615	339,604,999
経常利益又は経常損失（ ）	27,298,615	339,604,999
中間純利益又は中間純損失（ ）	27,298,615	339,604,999
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	8,324,943	7,590,553
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	115,705,359	1,267,443,980
剰余金増加額又は欠損金減少額	426,268,606	499,675,618
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	426,268,606	499,675,618
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,479,184	102,906,492
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,479,184	102,906,492
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	530,468,453	2,011,408,658

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの中間計算期間は、2025年 1月28日から2025年 7月27日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年 7月27日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 636,217,378円 期中追加設定元本額 3,636,554,173円 期中一部解約元本額 199,918,909円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 4,072,852,642円 期中追加設定元本額 1,797,417,050円 期中一部解約元本額 339,229,753円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 4,072,852,642口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 5,531,039,939口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 13,112円 (1口当たりの純資産額) (1.3112円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 13,637円 (1口当たりの純資産額) (1.3637円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年 7月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左
(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

【ALAMCO ETF バランスファンド 中立型（投資一任専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 1月27日現在）	第3期中間計算期間 （2025年 7月27日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	181,035,683	301,786,324
投資信託受益証券	7,139,325,467	10,584,572,201
未収配当金	11,689,750	4,747,689
未収利息	1,735	2,893
流動資産合計	7,332,052,635	10,891,109,107
資産合計	7,332,052,635	10,891,109,107
負債の部		
流動負債		
未払金	9,308,888	75,189,361
未払解約金	-	23,948,801
未払受託者報酬	875,780	1,370,178
未払委託者報酬	37,658,702	58,917,516
その他未払費用	291,867	440,000
流動負債合計	48,135,237	159,865,856
負債合計	48,135,237	159,865,856
純資産の部		
元本等		
元本	5,930,240,735	8,510,710,153
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,353,676,663	2,220,533,098
（分配準備積立金）	154,519,098	144,471,627
元本等合計	7,283,917,398	10,731,243,251
純資産合計	7,283,917,398	10,731,243,251
負債純資産合計	7,332,052,635	10,891,109,107

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 1月26日 至 2024年 7月25日	第3期中間計算期間 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月27日
営業収益		
受取配当金	13,601,734	85,575,682
受取利息	3,020	395,144
有価証券売買等損益	21,282,658	324,311,098
営業収益合計	7,677,904	410,281,924
営業費用		
支払利息	3,831	-
受託者報酬	250,134	1,370,178
委託者報酬	10,755,587	58,917,516
その他費用	89,608	445,940
営業費用合計	11,099,160	60,733,634
営業利益又は営業損失（ ）	18,777,064	349,548,290
経常利益又は経常損失（ ）	18,777,064	349,548,290
中間純利益又は中間純損失（ ）	18,777,064	349,548,290
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	4,689,322	7,576,548
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	82,228,163	1,353,676,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	518,017,819	613,781,948
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	518,017,819	613,781,948
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,593,147	104,050,351
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,593,147	104,050,351
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	556,186,449	2,220,533,098

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの中間計算期間は、2025年 1月28日から2025年 7月27日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年 7月27日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 577,735,376円 期中追加設定元本額 5,542,988,722円 期中一部解約元本額 190,483,363円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 5,930,240,735円 期中追加設定元本額 3,049,856,186円 期中一部解約元本額 469,386,768円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 5,930,240,735口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 8,510,710,153口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 12,283円 (1口当たりの純資産額) (1.2283円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 12,609円 (1口当たりの純資産額) (1.2609円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年 7月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左
(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

【ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 1月27日現在）	第3期中間計算期間 （2025年 7月27日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	196,768,204	64,742,142
投資信託受益証券	2,049,226,024	2,844,534,833
未収配当金	3,732,417	1,002,667
未収利息	1,886	620
流動資産合計	2,249,728,531	2,910,280,262
資産合計	2,249,728,531	2,910,280,262
負債の部		
流動負債		
未払金	106,327,342	6,628,249
未払解約金	40,627,105	-
未払受託者報酬	279,161	380,711
未払委託者報酬	12,003,988	16,370,379
その他未払費用	92,994	126,842
流動負債合計	159,330,590	23,506,181
負債合計	159,330,590	23,506,181
純資産の部		
元本等		
元本	1,781,043,814	2,421,668,239
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	309,354,127	465,105,842
（分配準備積立金）	39,956,443	37,784,945
元本等合計	2,090,397,941	2,886,774,081
純資産合計	2,090,397,941	2,886,774,081
負債純資産合計	2,249,728,531	2,910,280,262

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 1月26日 至 2024年 7月25日	第3期中間計算期間 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月27日
営業収益		
受取配当金	5,878,516	21,375,655
受取利息	1,119	105,737
有価証券売買等損益	1,970,846	55,602,537
営業収益合計	7,850,481	77,083,929
営業費用		
支払利息	1,911	-
受託者報酬	116,983	380,711
委託者報酬	5,030,340	16,370,379
その他費用	44,942	132,782
営業費用合計	5,194,176	16,883,872
営業利益又は営業損失（ ）	2,656,305	60,200,057
経常利益又は経常損失（ ）	2,656,305	60,200,057
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,656,305	60,200,057
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	3,088,818	1,494,967
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	32,708,327	309,354,127
剰余金増加額又は欠損金減少額	137,906,739	113,228,126
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	137,906,739	113,228,126
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,520,290	19,171,435
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,520,290	19,171,435
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	150,662,263	465,105,842

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの中間計算期間は、2025年 1月28日から2025年 7月27日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年 7月27日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 281,604,443円 期中追加設定元本額 1,845,846,613円 期中一部解約元本額 346,407,242円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 1,781,043,814円 期中追加設定元本額 753,615,608円 期中一部解約元本額 112,991,183円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 1,781,043,814口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,421,668,239口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 11,737円 (1口当たりの純資産額) (1.1737円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 11,921円 (1口当たりの純資産額) (1.1921円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年 7月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左
(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

【ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 1月27日現在）	第3期中間計算期間 （2025年 7月27日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,501,931	29,489,235
投資信託受益証券	784,699,111	1,157,123,846
未収配当金	522,334	312,993
未収利息	196	282
流動資産合計	805,723,572	1,186,926,356
資産合計	805,723,572	1,186,926,356
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	118,130	149,180
未払委託者報酬	5,079,660	6,414,705
その他未払費用	39,317	49,667
流動負債合計	5,237,107	6,613,552
負債合計	5,237,107	6,613,552
純資産の部		
元本等		
元本	707,287,254	1,039,082,250
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	93,199,211	141,230,554
（分配準備積立金）	9,890,939	8,465,571
元本等合計	800,486,465	1,180,312,804
純資産合計	800,486,465	1,180,312,804
負債純資産合計	805,723,572	1,186,926,356

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 1月26日 至 2024年 7月25日	第3期中間計算期間 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月27日
営業収益		
受取配当金	2,208,521	8,225,270
受取利息	581	53,009
有価証券売買等損益	615,864	13,940,525
営業収益合計	2,824,966	22,218,804
営業費用		
支払利息	1,481	-
受託者報酬	53,340	149,180
委託者報酬	2,293,767	6,414,705
その他費用	23,708	55,607
営業費用合計	2,372,296	6,619,492
営業利益又は営業損失（ ）	452,670	15,599,312
経常利益又は経常損失（ ）	452,670	15,599,312
中間純利益又は中間純損失（ ）	452,670	15,599,312
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	3,810,202	1,804,130
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	15,248,371	93,199,211
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,953,570	46,870,962
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,953,570	46,870,962
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,685,416	16,243,061
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,685,416	16,243,061
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	54,158,993	141,230,554

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの中間計算期間は、2025年 1月28日から2025年 7月27日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年 7月27日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 173,159,938円 期中追加設定元本額 939,287,871円 期中一部解約元本額 405,160,555円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 707,287,254円 期中追加設定元本額 463,704,980円 期中一部解約元本額 131,909,984円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 707,287,254口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,039,082,250口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 11,318円 (1口当たりの純資産額) (1.1318円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 11,359円 (1口当たりの純資産額) (1.1359円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年 7月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左
(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

- １）資本金：3,000百万円（2025年7月末現在）
- ２）発行可能株式総数：64,000株
- ３）発行済株式総数：32,000株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。2025年7月末現在、当社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	11	19,628
追加型株式投資信託	85	683,977
合計	96	703,605

（３）【その他】

定款の変更等

- １）委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ２）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- ３）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について
- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 監査証明について
- 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位：千円)			
期別		第39期 (2024年3月31日)		第40期 (2025年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			3,966,649		2,871,356
前払費用	2		100,254		116,907
未収委託者報酬			356,812		426,267
未収運用受託報酬	2		382,723		323,898
未収収益			0		199
その他			4,842		2,528
流動資産計			4,811,283		3,741,158
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	5,415		4,605	
器具備品	1	8,046	13,461	23,929	28,534
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		32,955	35,731	23,513	26,289
投資その他の資産					
投資有価証券		298		998,511	
関係会社株式		38,000		38,000	
長期差入保証金	2	32,752		32,103	
繰延税金資産		77,159		68,033	
その他		7,345	155,556	15,845	1,152,494
固定資産計			204,748		1,207,318
資産合計			5,016,032		4,948,476

		(単位：千円)			
期別		第39期 (2024年3月31日)		第40期 (2025年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)					
流動負債					
預り金			38,161		68,853
未払金					
未払手数料		93,625		113,412	
その他未払金	2	59,657	153,282	38,846	152,258
未払費用	2		355,022		365,296
未払法人税等			67,121		15,332

未払消費税等			46,359		54,785
賞与引当金			150,901		148,449
流動負債計			810,849		804,976
負債合計			810,849		804,976
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		455,183	681,183	393,549	619,549
株主資本合計			4,205,183		4,143,549
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			0		49
評価・換算差額等合計			0		49
純資産合計			4,205,182		4,143,500
負債・純資産合計			5,016,032		4,948,476

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		3,692,147		3,972,829	
運用受託報酬		1,631,479	5,323,626	1,608,804	5,581,634
営業費用	1				
支払手数料			1,015,609		1,155,774
広告宣伝費			18,413		32,963
公告費			200		200
調査費					
調査費		676,238		718,328	
委託調査費		1,912,922		2,031,828	
図書費		977	2,590,137	859	2,751,016
営業雑経費					
通信費		2,674		2,587	
印刷費		21,438		24,501	
協会費		4,891		5,149	
諸会費		3,203		3,563	
その他営業雑経費		388	32,596	540	36,342
営業費用計			3,656,955		3,976,297
一般管理費	1				
給料					
役員報酬		92,135		79,402	
給料・手当		711,735		765,315	
賞与		18,096	821,966	23,317	868,035
交際費			4,202		6,009
寄付金			15,421		14,186
旅費交通費			12,175		14,942
租税公課			36,562		34,820
不動産賃借料			96,566		96,913
退職給付費用			42,282		51,054

福利厚生費			130,812		139,431
賞与引当金繰入			130,038		127,226
固定資産減価償却費			14,232		15,601
諸経費			133,418		130,901
一般管理費計			1,437,680		1,499,123
営業利益			228,990		106,214
営業外収益					
受取配当金	1		55,179		59,160
有価証券利息			-		3,244
受取利息			4		153
受取賃借料			10,466		11,254
雑収入			10,236		876
営業外収益計			75,886		74,689
営業外費用					
雑損失			16		0
営業外費用計			16		0
経常利益			304,861		180,903
特別利益					
投資有価証券売却益			1,563		5
特別利益計			1,563		5
特別損失					
固定資産除却損	2		891		0
投資有価証券売却損			1,023		-
特別損失計			1,915		0
税引前当期純利益			304,509		180,909
法人税、住民税及び事業税		97,035		33,396	
法人税等調整額		13,816	83,218	9,147	42,543
当期純利益			221,290		138,366

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322	4,064,215
当期変動額										
剰余金の配当					80,000	80,000	80,000			80,000
当期純利益					221,290	221,290	221,290			221,290
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)								323	323	323
当期変動額合計					141,290	141,290	141,290	323	323	140,966
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	455,183	681,183	4,205,183	0	0	4,205,182

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	455,183	681,183	4,205,183	0	0	4,205,182
当期変動額										

剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000
当期純利益					138,366	138,366	138,366			138,366
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								48	48	48
当期変動額合計					61,633	61,633	61,633	48	48	61,682
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	393,549	619,549	4,143,549	49	49	4,143,500

注記事項

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3)其他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 ：移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4．収益及び費用の計上基準	(1)委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (2)運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (3)成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

未適用の会計基準等

当事業年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、以下のとおりです。 ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日） ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等 （1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2027年度の期首より適用予定です。

（３）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することによる影響は評価中です。

注記事項

（貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第39期 (2024年3月31日)	第40期 (2025年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	43,492	44,303
器具備品	145,852	150,222
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	6,106	6,106
未収運用受託報酬	4,623	4,528
長期差入保証金	28,701	28,156
未払金	35,693	6,496
未払費用	9,451	8,238

（損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	191,707	187,317
一般管理費	208,530	229,200
受取配当金	55,080	59,160
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	891	0

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250	2024年3月31日	2024年6月21日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	50,000,000	利益剰余金	1,562	2025年3月31日	2025年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、地方債、関係会社株式及び投資信託が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	298	298	-
合計	298	298	-

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 満期保有目的の債券	997,083	985,500	11,583
其他有価証券	1,428	1,428	-
合計	998,511	986,928	11,583

（注1）投資有価証券に関する事項

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	2024年3月31日	2025年3月31日
非上場株式	38,000	38,000

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,966,649	-	-	-
未収委託者報酬	356,812	-	-	-
未収運用受託報酬	382,723	-	-	-
合計	4,706,185	-	-	-

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,871,356	-	-	-
未収委託者報酬	426,267	-	-	-
未収運用受託報酬	323,898	-	-	-
投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	997,083	-	-
合計	3,621,522	997,083	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
その他	-	298	-	298
合計	-	298	-	298

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
その他	-	1,428	-	1,428
合計	-	1,428	-	1,428

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

第39期（2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	985,500	-	985,500
合計	-	985,500	-	985,500

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

第39期（2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	997,083	985,500	11,583
	小計	997,083	985,500	11,583

合計	997,083	985,500	11,583
----	---------	---------	--------

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

3. その他有価証券

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	200	198	1
	小計	200	198	1
合計		300	298	1

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	500	546	46
	小計	500	546	46
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,000	882	117
	小計	1,000	882	117
合計		1,500	1,428	71

4. 事業年度中に売却したその他有価証券

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他	12,451	1,563	1,023
合計	12,451	1,563	1,023

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他	105	5	-
合計	105	5	-

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
確定拠出制度への要拠出額	42,282	42,651

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第39期 (2024年3月31日)	第40期 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	8,767	3,763
未払事業所税	1,034	1,059
賞与引当金	45,595	43,249
未払法定福利費	7,361	7,229
未払寄付金	715	653
未払確定拠出掛金	1,124	1,107
未返還投資顧問料	1,191	1,221
未払監査費用	5,081	5,301
敷金	3,352	3,623
税務上の繰延資産	6,285	4,426
その他有価証券評価差額金	0	21
小計	80,511	71,656
評価性引当額	3,352	3,623
繰延税金資産合計	77,159	68,033

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

（単位：%）

	第39期 (2024年3月31日)	第40期 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.62	30.62
（調整）		
永久に損金に算入されない項目	1.21	1.19
永久に益金に算入されない項目	5.32	9.61
住民税均等割	0.75	1.27
評価性引当額の増減	0.05	0.15
その他	0.01	0.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.32	23.51

3. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社は、朝日生命保険相互会社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）の成立に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率30.62%は、回収または支払が見込まれる期間が2026年度のものより31.52%に変更し、計算しております。この税率の変更による影響は軽微です。

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	191,472	193,731
持分法を適用した場合の投資利益の金額	63,528	61,419

（資産除去債務関係）

当社は不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識に関する注記）

1. 収益を分解した情報

（単位：千円）

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	3,692,147	3,972,829
運用受託報酬	1,560,446	1,608,804
成功報酬（注）	71,032	-
合計	5,323,626	5,581,634

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	650,659

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	664,392

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	（被所有） 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	47,966	未収運用受託報酬	4,623
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	208,530	前払費用	6,106
									未払金	35,693

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	（被所有） 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	49,309	未収運用受託報酬	4,528
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	229,200	前払費用	6,106
									未払金	6,496

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場しておりません）

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	131,411.96	129,484.38
1株当たり当期純利益	6,915.34	4,323.94

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
損益計算書上の当期純利益	221,290千円	138,366千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	221,290千円	138,366千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月23日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山中尚平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月25日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）の2025年1月28日から2025年7月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）の2025年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月28日から2025年7月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月25日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）の2025年1月28日から2025年7月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）の2025年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月28日から2025年7月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月25日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）の2025年1月28日から2025年7月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）の2025年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月28日から2025年7月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月25日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）の2025年1月28日から2025年7月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）の2025年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月28日から2025年7月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月25日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）の2025年1月28日から2025年7月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）の2025年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月28日から2025年7月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。